

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発 0331 第 10 号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の適用が行われましたのでご案内致します。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

適用日

平成29年4月1日より適用

新規収載項目

● ヒト精巢上体蛋白4 ……未受託

※ 詳細につきましては、裏面をご参照ください。



保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL.045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL.048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL.075-933-6060
保健科学東京	〒160-0001 東京都新宿区片町3-3	TEL.03-3357-3611
保健科学新潟	〒950-0054 新潟県新潟市東区秋葉1-6-31	TEL.025-275-0161

● 新規収載項目

適用日：平成 29 年 4 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
ヒト精巣上体蛋白4	200 点	生化学的検査(Ⅱ) (判断料 144 点)	「D009」 腫瘍マ ーカーの 22	<p>ア <u>ヒト精巣上体蛋白4は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「22」CA130 の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。</u></p> <p>ウ <u>本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。</u> <u>悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った本検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。</u></p> <p>エ <u>本検査は、CLIA法により測定した場合に算定できる。</u></p>

※下線部が「保医発 0331 第 10 号」により改正された内容になります。